

榛東村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

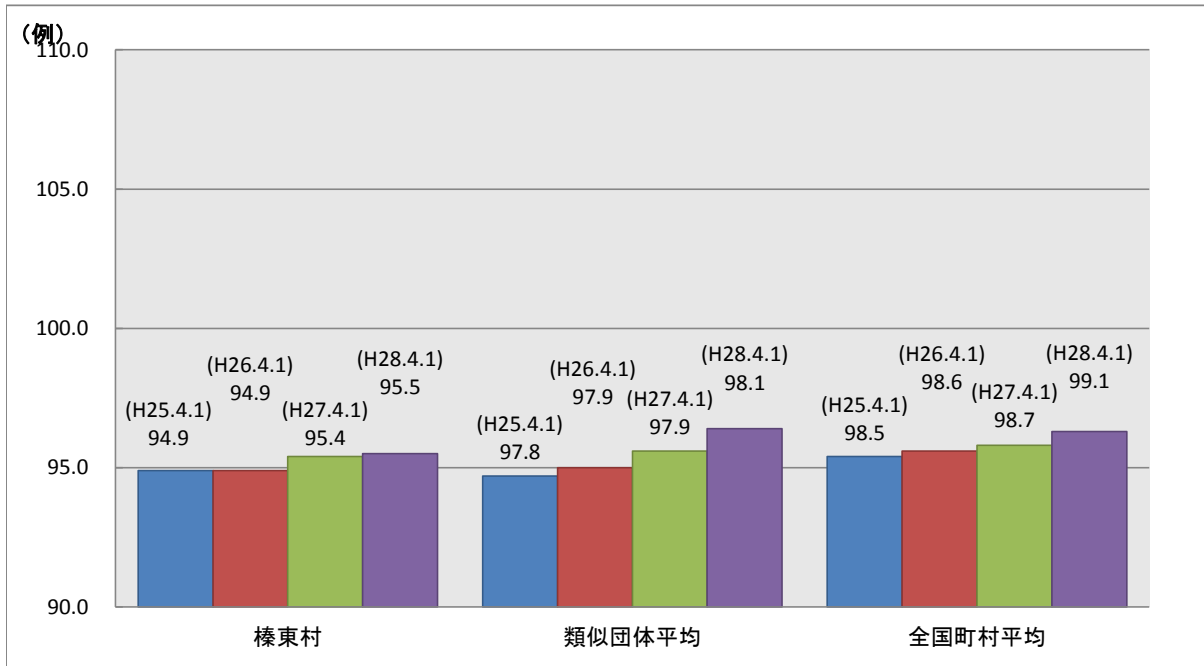
区分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
27年度	14,665	5,950,803	188,983	785,801	13.2	13.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	86	310,975	44,458	116,782	472,215	5,491	5,536

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。
- ※ 28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

給与制度の総合的見直し実施時期が国よりも遅かったため現給保障額が多くなったため

(4) 給与改定の状況

※ 榛東村においては人事委員会を設置していない。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施 未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成28年4月1日
(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準0%であり、榛東村においては支給なし。
(実施時期) 非支給対象地域であるため予定なし。

(参考)

	平成26年度の支給 割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給 割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%
榛東村の支給割合	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

--

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(28年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
榛東村	40.5 歳	284,890 円	399,600 円	367,500 円
群馬県	43.6 歳	341,100 円	410,910 円	373,501 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.1 歳	302,840 円	347,902 円	327,761 円

(2) 職員の初任給の状況(28年4月1日現在)

区 分		榛東村	群馬県	国
一般行政職	大学 卒	176,700 円	181,800 円	176,700 円
	高校 卒	144,600 円	147,900 円	144,600 円
	高校 卒	円	円	—
	中学 卒	円	円	—
	大学 卒	円	円	—
	高校 卒	円	円	—
	大学 卒	円	円	—
	高校 卒	円	円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(28年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学 卒	252,900 円	338,400 円	382,300 円	395,900 円
	高校 卒	円	円	円	389,700 円
	高校 卒	円	円	円	円
	中学 卒	円	円	円	円
	大学 卒	円	円	円	円
	高校 卒	円	円	円	円
	大学 卒	円	円	円	円
	高校 卒	円	円	円	円

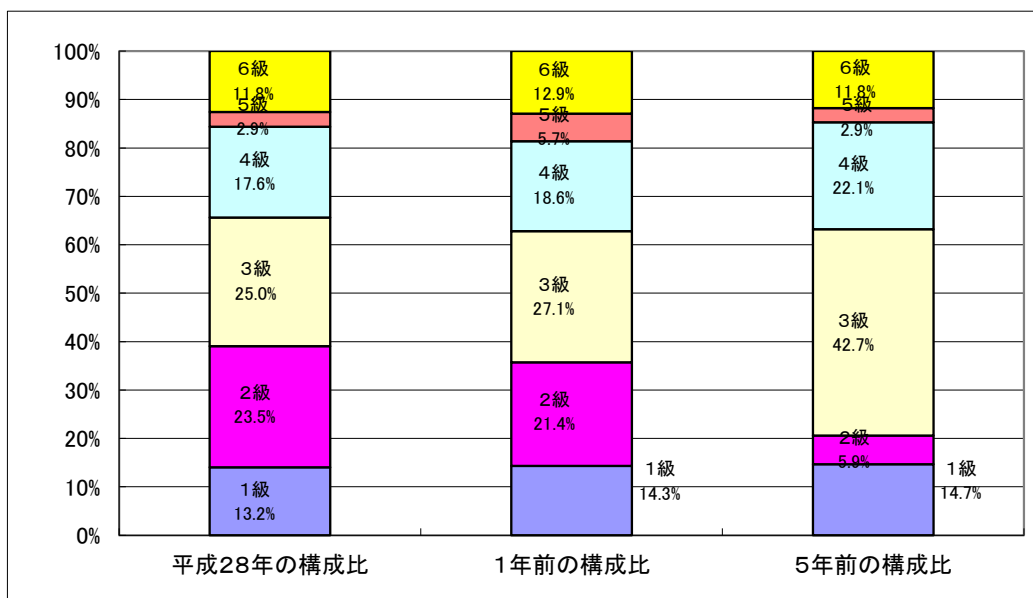
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(28年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事又はこれに相当する職務	9 人	13.2 %	140,100 円	246,100 円
2 級	主任又はこれに相当する職務	16 人	23.5 %	190,200 円	303,000 円
3 級	主査又はこれに相当する職務	17 人	25.0 %	226,400 円	348,800 円
4 級	係長又はこれに相当する職務	12 人	17.6 %	259,900 円	379,800 円
5 級	園長の職務 課長補佐の職務 局長補佐の職務	2 人	2.9 %	286,200 円	391,800 円
6 級	課長の職務 局長の職務	8 人	11.8 %	317,000 円	409,000 円

(注)1 榛東村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	榛東村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

榛東村	群馬県	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,405 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,761 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.6 月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.6 月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.6 月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5~20%、管理監督者加算:10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5~20%、管理監督者加算:10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成28年度中における運用	榛東村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(28年4月1日現在)

榛東村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.5563 月分	勤続20年	20.445 月分	25.5563 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2~45%)		
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額 0 千円 2,259 千円					

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		77 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		77 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
特別区	20 %	0 人	20 %
高崎市	6 %	0 人	6 %
前橋市、太田市、渋川市	3 %	1 人	3 %
	%	人	%
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)		95.5 (95.5)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当(28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)	48 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	24,000 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)	2.0 %			
手当の種類(手当数)	4			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給 単価
税務手当	差押処分、村税の滞納処分に従事した者	差押処分、村税の滞納処分	48 千円	日額 800 円
感染症等防疫作業手当	感染症等防疫作業に従事した者	感染症等防疫作業	千円	日額 1,000 円
行旅病人等取扱業務手当	行旅病人等の取扱業務に従事した者	行旅病人の取扱業務	千円	日額 500 円
		行旅死亡人の取扱業務	千円	日額 1,000 円
水道業務手当	次亜塩素酸ソーダ取扱業務に従事した者	次亜塩素酸ソーダ取扱業務	千円	日額 500 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	17,322 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	251 千円
支給実績(26年度決算)	19,374 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	273 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	月額5,000円～13,000円	同		9,529 千円	241,252 円
住居手当	月額1,000円～13,500円	異	国の支給額の1/2	1,739 千円	158,045 円
通勤手当	月額2,000円～31,600円	同		3,724 千円	53,577 円
管理職手当	月額27,100円～48,800円	同		11,803 千円	445,408 円
宿日直手当	日額4,200円	同		521 千円	6,127 円
管理職特別勤務手当	日額2,000円～9,750円	同		1,334 千円	50,332 円

5 特別職の報酬等の状況(28年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等
給 料	村 長	725,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 550,000 円		
	副 村 長	578,000	円	674,000 円 / 476,000 円		
報 酬	議 長	305,000	円	367,200 円 / 218,000 円		
	副 議 長	235,000	円	340,000 円 / 174,000 円		
	議 員	210,000	円	320,000 円 / 155,000 円		
期 末 手 当	村 長	(27年度支給割合)				
	副 村 長	4.2	月分	※加算措置 : 20%		
	議 長	(27年度支給割合)				
	副 議 長	4.2	月分	※加算措置 : 20%		
退 職 手 当	村 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 村 長	給料月額 × 在職年数 × 5.2		15,080,000 円	毎期毎、退職時	
	備 考	給料月額 × 在職年数 × 3.0		6,936,000 円	毎期毎、退職時	

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

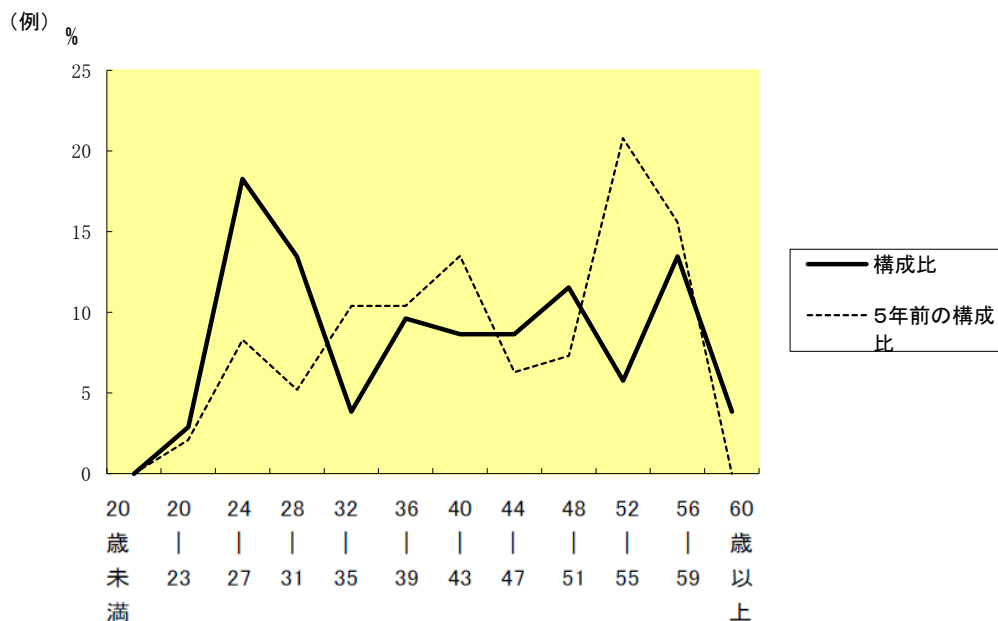
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成28年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	議 会	2	2	0	
	一 般 行 政 部 門				
	総 務	19	19	0	
	税 務	8	9	-1	
	農 林 水 産	9	7	2	
	土 木	7	7	0	
	民 生	17	16	1	
	衛 生	6	6	0	
	計	68	66	2	
	教育部門	21	22	-1	
消防部門					
小 計	89	88	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 46.37 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 83.87 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	上水道	4	4	0	
	下水道	4	3	1	
	その他	7	6	1	
	小 計	15	13	2	
合 計	104	101	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 60.69 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 102.97 人)	
	[145]	[145]	[0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.92 人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(28年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	19人	14人	4人	10人	9人	9人	12人	6人	14人	4人	104人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
部門別							
一般行政	57	59	61	65	66	68	11 (1.2 %)
教育	23	23	21	22	22	21	-2 (0.9 %)
消防							
普通会計計	80	82	82	87	88	89	9 (1.1 %)
公営企業等会計計	15	14	14	13	13	15	0 (1.0 %)
総合計	95	96	96	100	101	104	9 (1.1 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体については、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
27年度	329,218	49,908	14,372	4.4	4.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
27年度	3	6,855	667	2,341	9,863	3,288	6,191

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(〇年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
榛東村	37.0 歳	257,394 円	344,245 円
団体平均	44.7 歳	346,797 円	514,785 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

榛東村		榛東村 (一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(27年度)	780 千円	1人当たり平均支給額(27年度)	1,405 千円
(27年度支給割合)		(27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.6 月分	2.6 月分	1.6 月分
(1.45)月分	(0.75)月分	(1.45)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算:5~15%		役職加算:5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(28年4月1日現在)

榛東村			榛東村(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.5563 月分	勤続20年	20.445 月分	25.5563 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
0 千円 0 千円			0 千円 2,259 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
特別区	20 %	0 人	20 %
高崎市	6 %	0 人	6 %
前橋市、太田市、渋川市	3 %	0 人	3 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当(28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する 支給単価
水道業務手当	次亜塩素酸ソーダ取扱業務に従事した者	次亜塩素酸ソーダ取扱業務	0 千円	日額 500 円
				日額 円
				日額 円
				日額 円

オ 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	242 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	121 千円
支給実績(26年度決算)	293 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	146 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	月額5,000円～13,000円	同		0 千円	0 円
住居手当	月額1,000円～13,500円	異	国の支給額の1/2	0 千円	0 円
通勤手当	月額2,000円～31,600円	同		144 千円	72,000 円
管理職手当	月額27,100円～48,800円	同		241 千円	240,340 円
宿日直手当	日額4,200円	同		0 千円	0 円
管理職特別勤務手当	日額2,000円～9,750円	同		0 千円	0 円